



—— 街に、ルネッサンス ——



UR

UR都市機構

令和5（2023）年2月16日

愛知県豊明市

独立行政法人都市再生機構

中部支社

豊明市とUR都市機構が 「住環境向上・事前防災まちづくりに関する連携協定」を締結

豊明市と独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、相互に連携協力して安全で快適なまちづくりを推進することを目的として、令和5年2月15日に協定を締結しましたのでお知らせいたします。

今後、両者はともに、豊明市の持つ様々な資源や豊明市内のUR賃貸住宅を活用しながら、安全・安心で魅力的な地域社会づくりに取り組んでまいります。

（別添協定書参照）



写真左より

こうき まさふみ
小浮 正典
ぐんじ なおと
郡司 直人

豊明市長

UR都市機構中部支社長

（お問い合わせ先）

豊明市

経済建設部 市街地整備課

（電話）0562-92-1123

UR都市機構 中部支社

都市再生業務部 まちづくり支援室まちづくり支援課

（電話）052-968-3188

総務部 総務・法務課（報道担当）

（電話）052-968-3305

協定締結の背景及び目的

1 背景

豊明市は、河川氾濫による浸水リスクを抱えていること、南海トラフ地震防災対策推進地域に位置付けられていることなどから、大規模災害発生時の対策や事前防災まちづくりに取り組んでいます。

また、豊明市は、災害時のみならず平時における地域全体の総合的なまちづくりを推進していますが、前後駅と豊明団地一帯をコンパクトで住みやすいまちにするため、都市機能の誘導などについてさらに検討を進める必要があります。

このような状況において、全国でのまちづくりの実績が豊富で、豊明団地をはじめ豊明市内に複数の賃貸住宅を所有するUR都市機構と、豊明市が相互に連携し、安全・安心で魅力あるまちづくりを推進していくため、両者間で協定を締結しました。

2 目的

- ・ 豊明市立地適正化計画を踏まえた住環境の向上・事前防災まちづくりに取り組むこと
- ・ 豊明市内のUR賃貸住宅を活用し、安心・安全な地域社会づくりに取り組むこと

3 協定に基づく主な連携協力事項

(1) 住環境向上・事前防災まちづくりに関する事項

- ① 前後駅及び豊明団地周辺の都市機能誘導に関すること
- ② 事前防災まちづくりに関すること

(2) 大規模災害発生時における機構賃貸住宅の活用に関する事項

- ① 大規模災害発生時における機構賃貸住宅の空き住戸の使用に関すること
- ② 大規模災害発生時における機構賃貸住宅の敷地、集会所及び空き施設の使用に関すること

豊明市の概要

豊明市は人口約6万9千人、面積23.22km²の市で、愛知県の中央よりやや西部に位置しており、名古屋市南部に隣接しています。

織田信長が今川義元を奇襲で打ち破ったことで有名な「桶狭間古戦場伝説地」の他に、市内を一望できる名勝地「二村山」や今も残る鎌倉街道など、緑豊かな自然環境と古い歴史に育まれながら、快適な居住環境を備えた名古屋都市圏の住宅都市として発展を続けています。

UR都市機構の概要

1 沿革等

昭和30年に日本住宅公団を設立。昭和56年に宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団を設立。平成11年に住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立。平成16年に地域振興整備公団の地方都市開発部門を統合して、独立行政法人都市再生機構を設立し、現在に至る。

資本金10,757億円（令和4年3月末現在）、職員数3,192人（令和4年4月1日現在）

2 主な業務内容

（1）都市再生

UR都市機構は、まちが抱える課題を解決するため、半世紀以上にわたって培ってきた豊富な事業経験やノウハウと公平性・中立性を生かし、民間事業者や地方公共団体、地域の皆様と連携して、政策的意義の高い都市再生を推進しています。

- ①国際競争力と都市の魅力を高める都市再生の推進
- ②地域経済の活性化やコンパクトシティの実現
- ③防災性向上による安全・安心なまちづくり

（2）賃貸住宅

UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代など多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち「ミクストコミュニティ」の実現をめざします。

- ①多世代が安心して居住可能な環境整備
- ②持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進
- ③多様化するニーズに対応した賃貸住宅の提供

（3）災害復興

阪神・淡路大震災以降に培ってきた復旧・復興の経験を生かして、東日本大震災や熊本地震など、日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興を全力で推進していくとともに、国や関係機関との連携を図りながら、地方公共団体等への発災時の円滑な対応に関する啓発活動等を進めていきます。

豊明市と独立行政法人都市再生機構との
住環境向上・事前防災まちづくりに関する連携協定

豊明市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互に連携協力して安全で快適なまちづくりを推進することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互に協力し、豊明市立地適正化計画を踏まえた住環境向上・事前防災まちづくりに向け取り組むこと及び地震・洪水等の大規模災害発生時の対応において、乙が所有する豊明市内の賃貸住宅（以下、「機構賃貸住宅」という。）を活用し、安全・安心な地域社会づくりに取り組むことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するためには、乙の所有物件がある豊明団地、前後駅周辺地域だけでなく、都市拠点となる豊明市役所等も含めた広域的なまちづくりの視点が必要となることを踏まえ、次の各項について連携し、協力する。

- 1 住環境向上・事前防災まちづくりに関する事項
 - （1）前後駅及び豊明団地周辺の都市機能誘導に関すること
 - （2）事前防災まちづくりに関すること
- 2 大規模災害発生時における機構賃貸住宅の活用に関する事項。ただし、本項については、乙の事業の支障がない範囲で実施するものとする。
 - （1）大規模災害発生時における機構賃貸住宅の空き住戸の使用に関すること
 - （2）大規模災害発生時における機構賃貸住宅の敷地、集会所及び空き施設の使用に関すること
- 3 前2項に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（連携体制）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑に推進するため、必要な体制の確保及び情報の共有を行うものとする。また、連携協力事項を推進するための細目は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（機密の保持）

- 第4条 甲及び乙は、本協定の履行に関して知り得た情報を、法令等に基づく場合を除き、第三者に提供してはならない。本協定の有効期間終了後においても同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、第三者に対し、本協定に関し知り得た情報を提供することができるものとする。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する有効期間終了日の60日前までに、甲乙いずれかから本協定の更新について意思表示があった場合、本協定の更新に関する協議を行い、合意に達した際は、書面により本協定を更新するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 豊明市新田町子持松1番地1

豊明市

豊明市長 小浮 正典 (締結式にて署名)

乙 名古屋市中区錦三丁目5番地27号

独立行政法人都市再生機構 中部支社

支社長 郡司 直人 (締結式にて署名)